

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県外産業廃棄物の処理方法等の基準)</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること <u>(原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。)</u>。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 循環型地域社会の形成に関する条例 <u>(平成14年岩手県条例第73号)</u> 第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>県外産業廃棄物を県内において中間処理し県外で循環的に利用するために行う搬入に係る第3条の適用については、排出事業者、搬入される産業廃棄物の種類、搬出先の産業廃棄物処理業者、搬出した産業廃棄物の処理方法等が条例の施行の際現に行われているものと同一であると認められる場合に限り、当分の間、同条第1号ア中「県内で循環的に利用」とあるのは「循環的に利用」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>(県外産業廃棄物の処理方法等の基準)</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない県外産業廃棄物の本県への搬入後の処理方法等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 循環型地域社会の形成に関する条例第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第2条第1項の協議について適用し、同日前にされた同項の協議については、なお従前の例による。